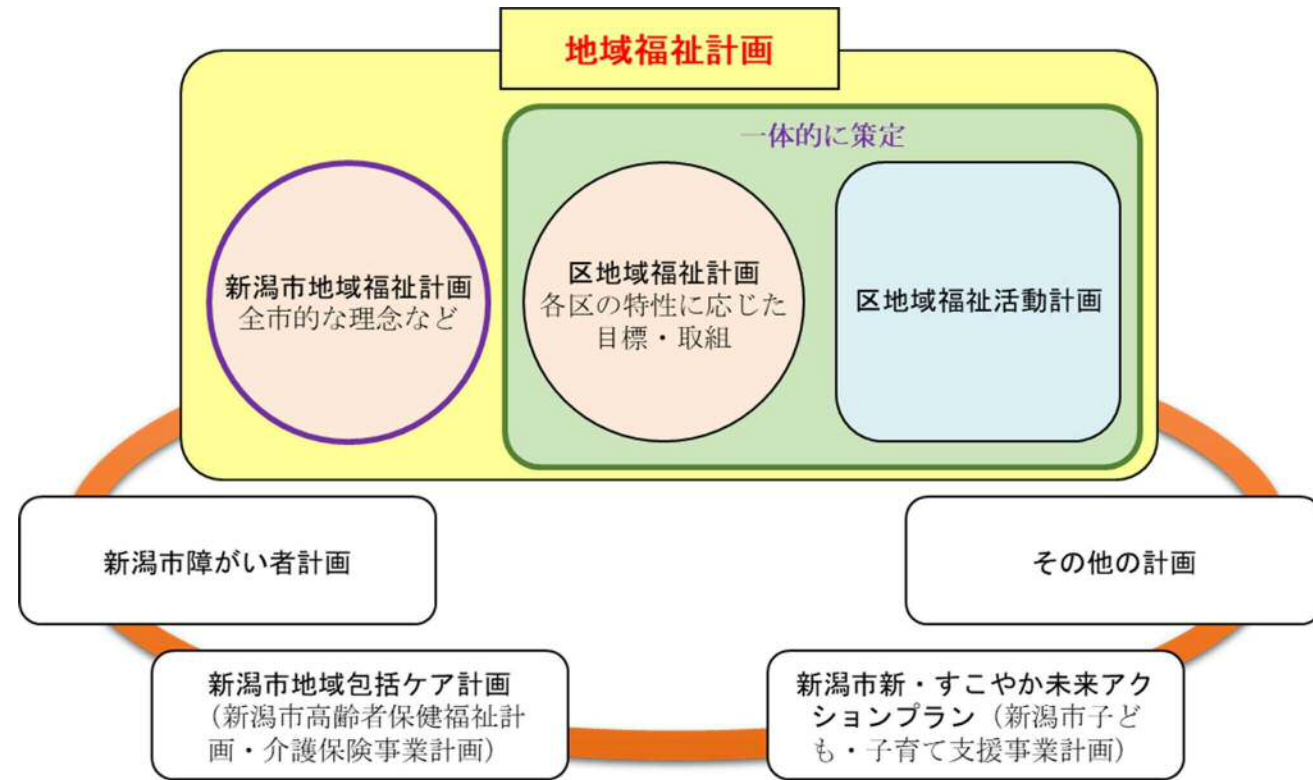


1. 概要

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に関する取り組みを定めた計画で、第2期計画（平成27年度～令和2年度）が終了することに伴い、第3期計画を策定する。

2. 計画の位置付け



地域福祉計画

高齢者や障がい者、子どもなどの主に福祉分野に共通する理念、方針、地域の取り組みの推進方向などを明示する。また、関連する施策を横断的に定めることで、地域住民の生活に関連する分野の施策を総合的に推進する。

新潟市地域福祉計画

全市横断的な理念・目標を記載し、区地域福祉計画の具体的な取り組みを後押しする。

区地域福祉計画

本市は市域が広く、地域によって実情が異なることから、住民にとって身近な行政主体である区ごとに策定し、地域福祉を推進する。

区地域福祉活動計画

地域福祉の推進のため、新潟市社会福祉協議会の呼びかけにより、住民・地域において社会福祉に関する活動を行う者・社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画。

同計画と各区地域福祉計画はお互いに補完・補強し合う関係にあることから、区ごとに一体的に策定する。

3. 計画期間

令和3年度～令和8年度の6年間

H21～H26年度 (2009～2014年度)	H27～R2年度 (2015～2020年度)	R3～R8年度 (2021～2026年度)
第1期地域福祉計画	第2期地域福祉計画	第3期地域福祉計画
	新潟市地域福祉計画	新潟市地域福祉計画
区地域福祉計画・ 区地域福祉活動計画	区地域福祉計画・ 区地域福祉活動計画	区地域福祉計画・ 区地域福祉活動計画

4. 現計画策定後の国の動き

年月	関係法令	内容
平成27年4月	生活困窮者自立支援法施行	生活困窮者の自立に向けた適切な支援を行うことが、市町村の責務とされる。
平成28年5月	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行	成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが、市町村の努力義務とされる。
平成28年12月	再犯の防止等の推進に関する法律施行	再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めることが、市町村の努力義務とされる。
平成30年4月	社会福祉法一部改正	地域福祉計画の策定及び、包括的支援体制の構築が、市町村の努力義務とされる。

5. 今年度策定スケジュール

年	令和2年												令和3年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
内容				計画策定・推進委員会等	社会福祉審議会				パブリックコメント		パブリックコメント	社会福祉審議会	次期計画確定		
	定期的に委員会等を開催														